

プレスリリース

不当な請求を行っている事業者に関する情報提供について

平成26年10月29日
環境生活部消費者安全課

不当な請求を行っている事業者についての事業者名等の情報提供として、平成16年11月19日から道のホームページで掲載しておりますが、今回、北海道消費生活条例の規定に基づき、新たに次の事業者について不当な請求を行っているものと認定しましたので、情報提供します。

1 情報提供する事業者名

	事業者名	書面に記載されている住所
1	財団法人北海道債権管理事務局	〒062-0032 北海道札幌市豊平区西岡2条

2 消費者等に送付されてきた文書 別紙写しのとおり

3 道のホームページ更新日

平成26年10月29日（水）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm>

4 これまで情報提供してきた事業者数（今回情報提供分を含む。） 252社

民事訴訟裁判告知

判し引つ判すと記うら許否に理
裁致取に裁ます、よち所拒的処
訟通び履管致まですこ判廷面的処
事及不を告過すきすたでが全後
民と者約状報をまだまいの張裁
るこ業契訴こ間きたしつす主り
すた取のたを週届い致基まのな
対れ回てしと2がていにり側と
にさはし出こら知し願規お告と
た出た対提たか通廷お法て原こは
な提なにかし達廷出く訟つとるて
あがあ社側理到出し訴なすれし
回訴す約原が本め期よ民書れ理し
今のまま契き所。改載、は可さ受致被差制行詰明の尚で個人當

の強履承証す
等下たを渡ま
産のま付讓き
動い。交權だ
不。ちま書にい
立。証時て。
行た行同せい。
び、執るく送た書面のお
及をてよだ郵くは保ま
与えせにた通承ら報ま
た出た対提たか通廷出く訟つとるて
な提なにかし達廷出く訟つとるて
あがあ社側理到出し訴なすれし
回訴す約原が本め期よ民書れ理し
今のまま契き所。改載、は可さ受致被差制行詰明の尚で個人當

い。
※ご連絡なき場合は、本書を勤務先
へ郵送させていただきます。
〒062-0032
北海道札幌市豊平区西岡
2条
財団法人 北海道債権管理事務局
管理部 担当
電話番号